

災害時における倒木処理に関する協定書

本別町（以下「甲」という。）と岡崎木材有限会社（以下「乙」という。）は災害時における倒木処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本別町内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ）が発生し、甲が管理する道路、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保、回復及び町民の安全確保のため、乙の協力を得て、倒木処理（既に倒木しており、交通の支障及び二次災害を回避するために行われる倒木処理を含む。）を円滑に実施することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する災害が発生した場合
- (2) その他、事件事故により生じた災害が発生した場合

（支援の要請）

第3条 甲は、前条の災害が発生した場合及び発生する恐れがある場合において、倒木処理を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、第4条に定める倒木処理の実施を文書または口頭により要請するものとする。

（倒木処理の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に要請する倒木処理は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号による災害発生時及び発生する恐れのある災害で公共施設において道路交通確保のために行う倒木処理。
- (2) その他、甲が必要と認める応急作業

（倒木処理の実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定により支援要請があったときは、特別な理由がない限り、倒木処理の支援を行うものとする。

（倒木処理の監督）

第6条 倒木処理を行う場合は、現地に派遣された本別町職員（以下「職員」という。）の指揮及び監督に従い、業務を実施する。

- 2 倒木処理の現地に職員が派遣されていないときは、第1条の趣旨に基づき倒木処理を実施する。

(報告)

第7条 乙は、第5条の規定に基づき倒木処理を行った場合は、甲に対して速やかに実施内容等を文書または口頭で報告するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 業務の内容
- (3) 出勤の日時、場所及び時間
- (4) 資機材の種類、数量及び人員
- (5) その他必要事項

(情報の提供)

第8条 乙は、諸活動中に感知した災害等による被害情報については、積極的に甲に提供するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、終結の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合は、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成22年6月16日

甲 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町
本別町長 高橋正夫

乙 北海道中川郡本別町北5丁目7番地10
岡崎木材有限会社
代表取締役 岡崎真也